

様式第 1 号（第 7 条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	商工会の総会又は総代会の招集の承認		
根拠法令及び条項	商工会法第42条第5項、第48条第5項		
審査基準	☒ 有（第 4 条第 1 項に該当する場合を含む。） ☐ 無（根拠：第 4 条第 2 項第 号に該当）		
	公表 ☒ する ☐ しない（公表しない場合の根拠：第 7 条第 4 項第 号に該当）		
	（総会の招集） 第 4 2 条 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。 2 会長は、会員が総会員の 5 分の 1 以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して総会の招集を請求したときは、その請求のあつた日から 3 週間以内に、臨時総会を招集しなければならない。 3～4 略 5 第 2 項の規定による請求をした会員は、同項の請求をした日から 2 週間以内に会長が総会招集の手続をしないときは、経済産業大臣の承認を得て総会を招集することができる。会長の職務を行う者が不在の場合において、会員が総会員の 5 分の 1 以上の同意を得たときも、同様とする。 （総代会） 第 4 8 条 1～4 略 5 総会に関する規定は、総代会について準用する。ただし、総代会においては、総代の選挙をし、又は解散若しくは合併の議決をすることはできない。		
	審査基準 設定年月日	令和 6 年 3 月 1 9 日	審査基準 最終変更年月日
標準処理期間	☐ 有（第 6 条において準用する第 4 条第 1 項に該当する場合を含む。） 期間（ ） ☒ 無（根拠：第 6 条において準用する第 4 条第 2 項第 1 号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部産業振興課		

備考	
----	--

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。